

機能等証明書作成要領

1 機能等証明書とは

- (1) 機能等証明書とは、納入しようとする物品が要求仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類を意味する。
- (2) 入札に参加するためには、機能等証明書を大分県福祉保健部県民健康増進課に提出し、審査を受け、承認を受けなければならない。

2 機能等証明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月6日(月)午後5時00分
- (2) 提出先 大分県福祉保健部県民健康増進課
大分市大手町3-1-1 大分県庁別館4階

(3) 注意事項

ア 提出された機能等証明書については、説明を求められることがあるので、上記(2)の提出先に持参すること。ただし、持参できないときは、上記(2)の場所に提出期限までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

イ 提出された機能等証明書に不備が認められたときは、受付をしない場合があるが、これを理由に提出期限を延長することはできないので、余裕をもって提出すること。

3 提出書類

- (1) 機能等証明書(別添様式1) 【機種は一覧表により別紙として構わない。】
- (2) 調達機器仕様適合表(別添様式2)
- (3) 上記(2)仕様適合表の各項目の内容を確認できる資料として製品仕様書やカタログ等、スペックを確認できるものを添付すること。なお、内容の確認を行ううえで必要な箇所には、マーカー、○囲み等の表示を施すこと。
- (4) 業務提携証書(別添様式3)
- (5) 上記(4)の様式に加え、納入を予定している物品の機器提供者、初期設定作業、その物品の保守を担当する業者のいずれもが要求仕様に基づく能力を有する業者であり、かつ、これを担保していることを証明する書類及び体制図を提出すること。

なお、提出する書類及び体制図の様式は任意とするが、入札参加者、機器提供者、初期設定作業、保守を担当する業者については、事業所名、住所、責任者、人員数及び連絡先を必ず記載すること。

4 提出に際しての注意事項

- (1) 提出書類のサイズは、A4版とし、上記3の順番に綴って提出すること。
- (2) 製品仕様書等の添付資料については、上記3(2)仕様適合表の「資料No」のインデックスを貼付すること。
- (3) 審査結果は別途通知する。